第59号議案

中間市総合会館条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

中間市長 福田 浩

中間市総合会館条例の一部を改正する条例

中間市総合会館条例(令和2年中間市条例第39号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 削除」を「第3章 子育て支援センター(第21条—第25条)」に改める。 第4条第2号を次のように改める。

(2) 子育て支援センター

第7条第3号中「又は善良な」を「若しくは善良な」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 子育て支援センター

(適用範囲)

第21条 子育て支援センター(以下「支援センター」という。)の管理については、この章の定めるところによる。

(職員)

第22条 支援センターに所長その他必要な職員を置く。

(事業)

- 第23条 支援センターは、親の育児力の向上及び地域社会における子育て支援の基盤の形成 を図るため、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 乳幼児及び子育て中の親の交流に関する事業
 - (2) 講座、研修会等の開催に関する事業
 - (3) 子育てについての相談及び指導に関する事業
 - (4) 子育てを支援する人材の育成及び活用に関する事業
 - (5) 子育て支援に関わる機関との連携に関する事業
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、子育て家庭に対する育児の支援に資する事業 (支援センターの開所時間等)
- 第24条 支援センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、支援センター内の親子交流室の利用時間は、午前10時から午後3時までとする。
- 2 支援センターの休所日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から1月3日まで
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めたときは、支援センターの開所時間及び休所日並びに親子交流室の利用時間を変更することができる。

(支援センターへの準用)

第25条 第7条、第8条及び第19条の規定は、支援センターについて準用する。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

中間市総合会館条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| 目次 | 目次 |
| 第3章 子育て支援センター (第21条—第25条) | <u>第3章</u> 削除 |
| (施設の設置)第4条 総合会館に次に掲げる施設を置く。(1) (略)(2) 子育て支援センター | (施設の設置) 第4条 総合会館に次に掲げる施設を置く。 (1) (略) (2) 削除 |
| (入館の制限) | (入館の制限) |
| しては、総合会館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。 | 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対しては、総合会館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。 |
| (1)・(2) (略) (3) 公の秩序 <u>若しくは善良な</u> 風俗を乱し、又は職員の指示に従わ ない者 | (1)・(2) (略)(3) 公の秩序<u>又は善良な</u>風俗を乱し、又は職員の指示に従わない者 |
| (4) (略) | |
| 第3章 子育て支援センター | <u>第3章 削除</u> |
| <u>(適用範囲)</u> 第21条 子育て支援センター (以下「支援センター」という。) の管理については、この章の定めるところによる。 | 第21条から第25条まで 削除 |

(職員)

第22条 支援センターに所長その他必要な職員を置く。

(事業)

- 第23条 支援センターは、親の育児力の向上及び地域社会における子育て支援の基盤の形成を図るため、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 乳幼児及び子育て中の親の交流に関する事業
 - (2) 講座、研修会等の開催に関する事業
 - (3) 子育てについての相談及び指導に関する事業
 - (4) 子育てを支援する人材の育成及び活用に関する事業
 - (5) 子育て支援に関わる機関との連携に関する事業
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、子育て家庭に対する育児の支援 に資する事業

(支援センターの開所時間等)

- 第24条 支援センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時まで とする。ただし、支援センター内の親子交流室の利用時間は、午前 10時から午後3時までとする。
- 2 支援センターの休所日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する 休日
 - (3) 12月29日から1月3日まで
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めたときは、 支援センターの開所時間及び休所日並びに親子交流室の利用時間を 変更することができる。

(支援センターへの準用)

第25条 第7条、第8条及び第19条の規定は、支援センターについて 準用する。